

北海道アウトドアガイド資格認定実施要領

1 目的

この要領は、特定非営利活動法人北海道アウトドア協会（以下「協会」という。）が実施する北海道アウトドアガイド資格（以下「ガイド資格」という。）の認定、更新等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 アウトドアガイド資格の名称及び分野

認定するアウトドアガイド資格は、「北海道アウトドアガイド資格（以下「ガイド資格」という。）」と称し、次の資格区分について認定する。

（1）山岳

①山岳（夏山）ガイド

無積雪期に山岳地域において、主に登山道を使用して、利用者を安全に案内する知識と技術を有する者。

②山岳（冬山）ガイド

積雪期に山岳地域において、かんじき、スノーシュー、スキー等を使用して利用者を安全に案内する知識と技術を有する者。

（2）自然

①自然ガイド

主に登山道や遊歩道を使用して、利用者に対し自然の案内及び解説を行う知識と技術を有する者。

（3）カヌー

①カヌーガイド（リバー）

カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を河川に案内し、操船技術指導や自然解説を行う知識と技術を有する者。

②カヌーガイド（レイク）

カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を湖沼に案内し、操船技術指導や自然解説を行う知識と技術を有する者。

③カヌージュニアガイド（リバー）

カヌーガイド（リバー）資格を有する者の監督の下で、カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を河川に案内し、操船技術指導や自然解説を行う知識と技術を有する者。

④カヌージュニアガイド（レイク）

カヌーガイド（レイク）資格を有する者の監督の下で、カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を湖沼に案内し、操船技術指導や自然解説を行う知識と技術を有する者。

（4）ラフティング

道内の営業河川を2つのグループに分類し、それぞれ①から②の呼称及び区分とする。

	河 川 名
グループ1	尻別川、空知川、十勝川、釧路川
グループ2	鶴川、豊平川、沙流川、石狩川

①ラフティングガイド

定められたグループ河川内でラフトボートを使用し、利用者を河川に案内する知識と技術を有する者。

②ラフティングジュニアガイド

ラフティングガイド資格を有する者の監督の下で、利用者を河川に案内する知識と技術を有する者。

(5)トレイルライディング

①トレイルライディングリーダー

単独でトレイルライディングの指導を行う知識と技術を有する者。

②トレイルライディングアシスタント

トレイルライディングリーダー資格を有する者の監督の下で、トレイルライディングの指導又は指導助手を行う知識と技術を有する者。

3 ガイド資格の認定

(1) ガイド資格の認定

次の要件を全て満たす者について、分野毎にガイド資格を認定する。

ア アウトドアガイド試験実施要領（以下「試験実施要領」という。）で定める基礎分野に係る筆記試験に合格した者又は北海道が登録している人材育成機関（以下「人材育成機関」という。）において基礎分野のプログラムを履修した者

イ 試験実施要領で定める該当する専門分野に係る筆記試験に合格した者又は人材育成機関において該当する専門分野のプログラムを履修した者

ウ 試験実施要領で定める該当する専門分野に係る実技試験に合格した者又はトレイルライディング分野においては社団法人全国乗馬倶楽部振興協会が認定した乗馬指導者資格を有する者

なお、資格取得者が資格取得分野以外の資格を取得しようとする場合は、上記アの要件を満たしているものとみなす。

(2) ラフティングジュニアガイド資格保有者に関する特例

(1)の規定にかかわらず、ラフティングジュニアガイド資格の保有者について、次の要件を全て満たす者は、ラフティングガイドとして認定する。

ア ラフティングジュニアガイド資格取得後、2年を経過した者

イ 該当するグループの河川において、現にガイド業務に従事しており、直近2年間に200時間以上又は200回以上（1回につき1時間以上）の業務経験を有する者

ウ 直近2年間に4の(1)に規定する資格更新に係る要件と同等の要件を満たしていること。

(3) 資格取得証書の交付及び再交付

ア 資格取得証書の交付の申請

上記3の(1)の条件を満たす者は、別記第1号様式の「北海道アウトドアガイド資格認

定申請書」に次の書類を添えて、申請することができる。

- ① 基礎分野筆記試験合格証明書の写し又は人材育成機関において基礎分野のプログラムを履修したことを証する北海道発行の履修証明書の写し若しくは資格取得証書の写し。
- ② 専門分野筆記試験合格証明書の写し又は人材育成機関において該当する専門分野のプログラムを履修したことを証する北海道発行の履修証明書の写し。
- ③ 専門分野実技試験合格証明書の写し又はトレイルライディング分野においては社団法人全国乗馬倶楽部振興協会が認定した乗馬指導者資格認定書の写し。

なお、上記3の(2)の条件を満たす者は、別記第1号様式に次の書類を添えて、申請することができる。

- ① ラフティングガイド業務経験を証明する書類
 - ア) 申請者が被雇用者の場合
ラフティングガイド業務経験証明書(別記様式1-1)
 - イ) 申請者が個人営業をしている場合等
ラフティングガイド業務経験申立書(別記様式1-2)
- ② ラフティングガイド業務記録簿集計表(別記様式1-3)
- ③ 業務記録簿(ログブック等)の写し
- ④ ラフティングジュニアガイド資格取得証書の写し

イ 資格取得証書の交付

上記アにより申請のあった者に対し、資格取得証書を交付する。

ウ 資格取得証書の再交付

資格取得者は、交付された資格取得証書を亡失又は著しく損じたときは、別記第2号様式の「北海道アウトドアガイド資格取得証書再交付申請書」を提出し、再交付を受けることができる。

4 ガイド資格の更新

(1) ガイド資格の有効期限

ガイド資格の有効期限は、認定の日から2年を経過した日以後の最初の3月31日までとし、2年毎に更新することができるものとする。

(2) 更新の要件

ガイド資格の更新にあたっては、別表1に定める救急救命に関する講習の受講若しくは指導者資格者であることを要件とする。

(3) 更新の申請

ガイド資格の更新をしようとする者は、指定する期日までに、別記第3号様式の「北海道アウトドアガイド資格更新申請書」を協会に提出するものとする。

(4) 更新に必要な書類

ガイド資格の更新に当たっては、(3)の申請書のほかに、次の書類を提出しなければならない。

- ア 更新に係る資格取得証書の写し
- イ 別表1の受講等を証する書類

(5) 更新の承認

ガイド資格の更新の申請があった場合、申請書及び必要書類の確認・審査を行い、適正と認められる場合は、資格取得証書を交付する。

5 ガイド資格の停止と復帰

(1) 更新の停止期間

ガイド資格の有効期限までに更新の申請をしなかった者、もしくは、資格の更新の申請の結果、承認されなかった者は、有効期限の翌年3月31日までの間、ガイド資格を停止する。

(2) 資格の復帰

ガイド資格停止期間中の者は協会が別途定める研修を受講することで、研修を受講した日より資格を復帰することができる。

(3) 復帰後のガイド資格の有効期限

停止期間後に研修を受講し復帰したガイド資格の有効期限は、復帰の日から1年を経過した日以後の最初の3月31日までとし、2年毎に更新することができるものとする。

6 資格取得者名簿への登載等

(1) 北海道アウトドアガイド資格取得者名簿への登載

資格取得者を「北海道アウトドアガイド資格取得者名簿（以下「資格取得者名簿」という。）」に登載するものとする。

7 ガイド資格の取り消し等

(1) 資格取得者が、事故等に伴い、その資格の信用を著しく傷つける行為等により、適正なガイド業務の遂行に支障があると認められるときは、別に定める「北海道アウトドア資格認定等委員会」の意見を聴いて、資格を取り消すことができるものとする。

(2) 前項の前段で通知を受けた者は、遅滞なく協会に資格取得証書を返納するものとする。

7 資格取得者名簿等の保存

(1) 資格取得者名簿

資格取得者名簿の保存期間は永年とする。

(2) 資格更新申請書等

資格取得証書再交付申請書、資格更新申請書の保存期間は3年間とする。

8 経過措置

北海道から平成18年3月31日以前に北海道アウトドアガイド試験合格証書及び北海道アウトドアガイド資格取得証書の発行を受けた者については、その有効期限間は本要領に定める試験合格者及び資格取得者と同様に取り扱うものとする。

9 その他

この要領に定めのないものについては、必要の都度、協会が別途定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年6月16日から施行する。